

# 必見 特許取得のテクニック (出願前の良くなる誤解)

弁理士法人 湘洋特許事務所

<https://hatsumei-jp.net/>

質問 1 アイデアの商品化や、売り込みの相談に乗ってくれそうな団体を見つけました。  
特許の出願前ですが、相談に行っても良いですね？

回答 いいえ。守秘義務を負わない人に、発明を話すと、「新規性」がなくなり、特許が取れなくなります。  
弁理士でない組織による「発明相談」、「アイデア募集」などはお気を付けください。  
その団体に守秘義務があるかを確認してみてください。  
発明を話したい気持ちは分かりますが、特許の出願後にされることをお勧めします。  
(なお、弁理士は、弁理士法により、守秘義務が課されています)

質問 2 たった一人に話しただけでは、「新規性」は失われませんか？

回答 いいえ。たった一人でも、その人が守秘義務を負わない人である場合、「新規性」を失います。  
特許庁の審査官は、そのことに気づかないでしょうが、特許が成立した後に、その人に「出願前に、知らされていた」ことが証明されると、特許は無効になってしまいます。

がっちり個人特許



# 必見 特許取得のテクニック (出願前の良くある誤解)

弁理士法人 湘洋特許事務所

<https://hatsumeijp.net/>

質問3 守秘義務を負ってくれる人や団体であれば、特許の出願前に発明を話しても問題ないですよね？

回答 「新規性」の維持という点では、大丈夫でしょう。

しかし、発明を話すと、「こうしたらもっと良いんじゃない？」と改良点を言われるものです。

その場合、その改良点を含む発明は、その人と共同でしたこととなりますので、共同で出願しなければならなくなります。つまり、権利の持ち分が、あなた単独ではなくなるということです。

単独で特許権が欲しいのなら、とりえず特許出願をして、基本的な部分について特許権を取得し、その後に他の人と共同で改良した部分は、別途、共同で特許出願するという手もございます。

がっちり個人特許



# 必見 特許取得のテクニック (出願前の良くある誤解)

弁理士法人 湘洋特許事務所

<https://hatsumeijp.net/>

質問4 公開して「新規性」を失った場合でも特例の救済措置があると聞きました。

この措置を利用すれば、新規性を失っても何も問題ないですよね？

回答 確かに、公開から1年以内であれば、新規性を失わなかったことにしてくれる制度がございます（「新規性の喪失の例外規定」と言います）

しかし、この例外的な措置を受けたとしても、あなたの発明を見た人が、さらに改良などして、あなたより早く特許出願してしまった場合、その人に勝つことはできませんのでご注意ください。

他人に話す前に特許を出願するのが「大原則」だと思ってください。

この特例は例外的な措置ですので、適用条件などが複雑です。弁理士にご相談ください。

がっちり個人特許

